

韓国知的財産ニュース 2016年9月前期

(No. 326)

発行年月日：2016年9月22日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 26年ぶりの商標法全部改正、9月1日から施行 (2016.9.1)
- 1-2 特許権等の登録令の改正 (2016.9.9)

関係機関の動き

- 2-1 大韓特許弁護士会「特許法院段階での証拠提出制限は違憲」(2016.9.1)
- 2-2 日中韓特許審判制度カンファレンスを開催 (2016.9.2)
- 2-3 特許庁、標準特許案内書を発行 (2016.9.5)
- 2-4 特許ハブ国家推進委、「国際裁判部・懲罰的損害賠償制度の導入を」(2016.9.6)
- 2-5 無効審判・訴訟における証拠提出を巡る対立激化 (2016.9.6)
- 2-6 特許庁、IP融合戦略の拡大に向けたフォーラムを開催 (2016.9.6)
- 2-7 未来部、2016年度特許無償移転を実施 (2016.9.7)
- 2-8 2016年特許法院国際カンファレンスが開催 (2016.9.8)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 人工知能に関する商標出願が活発 (2016.9.11)

その他一般

- 5-1 香辛料の医薬用途の特許出願が増加傾向 (2016.9.2)
- 5-2 第4次産業革命の中核技術に関する特許動向 (2016.9.5)
- 5-3 可変バルブ技術に関する特許出願動向 (2016.9.5)
- 5-4 コンピューターのマウスに関する特許出願動向 (2016.9.12)

法律、制度関連

1-1 26年ぶりの商標法全部改正、9月1日から施行

韓国特許庁(2016.9.1.)

- 韓国特許庁は、26年ぶりに全部改正された商標法と下位法令である商標法施行令・施行規則(以下、「全部改正商標法」)が9月1日から全面施行されると発表した。
- 全部改正商標法の主な骨子は、▲易しい用語に転換して国民が法令を理解しやすく整備、▲国民の商標選択の機会を拡大、▲現行の商標制度の不備を補完して出願人の利便性を向上させることである。

商標法の主要改正

- ◆ (サービス標を商標に統合) 現行の商標法の定義では、商標とサービス標を区別しており法体系が複雑だったが、サービス標の定義を削除して商標に一本化
- ◆ (不使用取消審判制度を整備) 使用していない商標に対する商標登録取消審判を誰でもできるように改正し、未使用商標の取消手続きを簡素化
- ◆ (商標権消滅後1年間出願禁止規定を削除) 商標権消滅後1年間、他人の商標出願禁止規定を削除し、申請者の時間とコストを削減

- 今回施行される商標法の主な内容は下記のとおりである。

1 サービス標を商標に統合

- 現行の商標法の定義では、商標¹とサービス標²を区別していて法体系が複雑だったが、サービス標の定義を削除し、商標に一本化する。まず、商標を自分の商品

¹ 商標とは、自分の業務に関する商品を他人の商品と識別させるために使用する記号、文字、図形等を視覚的に認識できるもの ex)アモーレパシフィックのヘラ(商品:メイクの化粧品)

² サービス標とは、サービス業を営む者が他人のサービス業と識別させるために使用する標章 ex)アモーレパシフィックのアリタウム(サービス業:化粧用具販売代行業)

又はサービス等と他人の商品又はサービス等を識別するために使用する標章と定義し、標章の構成や表現方式に制限がないようにすることで、国民にとって商標を分かりやすくした。

- これは、米国・欧州等の表現方式と同様のもので、商標が商品の出所を示す本来の機能をするのであれば、その表現方式に制限を設けず、すべて商標になれるようにしたのである。

2 不使用取消審判制度の整備

- 登録されているものの、使用していない商標に対する商標登録取消審判について、これまで利害関係者だったのを「誰でも」取消審判の請求ができるように拡大した。取消審判の審決が確定されれば、その審判請求日を遡及して商標権を消滅させる等、不使用取消審判制度を改善することで、貯蔵商標³の増加を防止し国民の商標選択の機会を拡大することにした。

3 商標権消滅後 1 年間出願禁止規定の削除

- 商標権が消滅した後 1 年間、他人の同一又は類似した商標の登録を排除した規定が削除される。これは、当該規定に従って拒絶通知を受けた出願人が新たに出願することによって発生する時間とコストを削減し、迅速な権利化を可能にした。

4 その他改正事項

- また、マドリード議定書⁴による国際出願の基礎となった国内商標出願の場合にも優先審査を申請できるように優先審査対象を拡大した。さらに、地理的表示の保護を受けるために、特許庁と農林水産食品部に出願した者の提出書類の中で重複する書類は 1 回のみ提出するようにし、出願人の便宜を図った。
- 特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「今回施行される全部改正商標法は、1990 年の全部改正以降 26 年ぶりに改正されたものであり、非常に大きな意味

³ 貯蔵商標とは、現実的に使用するつもりのない商標を登録して、当該商標を使用しようとする人が利用できないようにする商標のことをいう。

⁴ マドリッド議定書による国際出願制度とは、一国に商標を出願する際に、保護を受けたい複数の国を指定することにより、複数の国に直接出願したのと同じ効果を得られる制度

を持つ。法律の施行に合わせて、商標法施行令・施行規則も全部改正し施行することができた。これをきっかけに、現実にあった商標制度の好循環によって創造経済がさらに活性化することを期待する」と述べた。

- 一方、特許庁は9月9日午後2時、韓国知識財産センターにて出願人、弁理士等を対象に「2016年商標制度政策動向説明会」を開催する予定だ。

9月1日から変わる主な商標制度

[2016年9月1日施行]

<2016.9. 商標審査政策課>

変更項目	変更内容		適用時点
	従来	変更	
1. サービス標を商標に統合 * 法第2条(定義)	商標とは、生産・加工等を業として営む者等が自己の商品と他人の商品を識別するために使用する次の各目の標章 イ. 記号・文字・図形、立体的形状等の結合 ロ. 視覚的に認識できるすることができるもの ハ. 視覚的に認識することができないもののうち写実的に表現したもの	商標とは、自己の商品(地理的表示が使用される商品の場合を除き、サービスを含む)と他人の商品を識別するために使用する標章 標章とは、記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状等、その構成又は表現方式に関係なく、商品の出所を示すために使用するすべての表示	2016.9.1.以降、出願された商標等に対して適用 *施行令第2条(標章の区分)を参考 *サービス標・商標サービス標の出願不可(例外:2016.9.1.以前の出願の変更出願)
2. 証明標章の商標等重複登録不可 □法第3条第4項及び第5項(商標登録を受けられる者)	①「商標・団体標章又は業務標章を出願し、又は登録を受けた者」は <u>同一・類似の指定商品</u> について「証明標章」として登録を受けることができない ②「証明標章を出願し、又は登録を受けた者」は <u>同一・類似の指定商品</u> について「商標・団体標章又は業務標章」として登録を受けることができない	①「商標・団体標章又は業務標章を出願し、又は登録を受けた者」は <u>指定商品に関係なく同一・類似の標章</u> を「証明標章」として登録を受けることができない ②「証明標章を出願し、登録を受けた者」は <u>指定商品に関係なく同一・類似の標章</u> を「商標・団体標章又は業務標章」として登録を受けることができない	2016.9.1.以降、出願された商標等に対して適用

<p>3. 異議申立の理由等の補正及び審判請求期間の延長 □法第 17 条第 1 項(期間の延長等)</p>	<p>交通が不便な者に限って 30 日延長可能</p>	<p>①当事者の請求又は職権により 30 日以内で一回の延長機会を提供 ②交通が不便な者の場合には追加で 1 回延長できるようにし、その期間は 30 日以内にする</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出願された商標等に対して適用</p>
<p>4. 無効処分取消 □法第 18 条第 2 項(手続きの無効)</p>	<p>手続きが無効となった場合であって責任を負うことができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から <u>14 日以内</u>に取消可能</p>	<p>手続きが無効となった場合であって、責任を負うことができない事由によるものと認められる場合には、その事由が消滅した日から <u>2 ヶ月</u>以内に取消可能</p>	<p>2016. 9. 1. 施行当時の事由が消滅した日から 2 ヶ月が過ぎない場合、新法を適用</p>
<p>5. 商標権消滅後 1 年間他人の商標出願登録禁止規定を削除</p>	<p>第 7 条第 1 項第 8 号及び第 8 号の 2 に基づき、商標権消滅後 1 年以内に他人の出願時に原則として登録を拒否</p>	<p>削除</p>	<p>2016. 9. 1. 施行前に出願された商標登録出願であって、2016. 9. 1. 施行以降商標登録可否を決定する場合、新法を適用</p>
<p>6. 条約国商標権者の同意なしの商標出願登録を禁止 □法第 34 条第 1 項第 21 号(商標登録を受けられない商標)</p>	<p>条約当事国に登録された商標に関する権利を有する者の代理人又は代表者だった者の国内出願時に、異議申立及び情報提供により拒否(5 年以内の取消審判除斥期間)</p>	<p>信義誠実の原則に違反する場合にその商標の登録を排除するよう非登録事由に移動し、誤って登録された場合、商標登録取消事由から無効事由に変更</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出願された商標等に対して適用</p>
<p>7. 商標登録を受けられない商標の判断の時点の変更 □法第 34 条第 1 項第 7 号(商標登録を受けられない商標)</p>	<p>先登録商標が出願時に存在すれば、登録可否の決定時に当該商標が消滅したとしても拒絶</p>	<p>先登録商標が出願時に存在していたが、登録するかどうか決定時に消滅したなら、登録可能</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出願された商標等に対して適用</p>
<p>8. 要旨変更該当しない項目を追加 □法第 40 条第 2 項(出願公告決定前の補正)</p>	<p>①指定商品の範囲の減縮 ②誤記の訂正 ③不明瞭な記載の釈明 ④商標の付記的部分の削除</p>	<p>「その他に標章に関する説明等施行規則(施行規則第 33 条)に定める事項」を追加</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出願された商標等に対して適用</p>
<p>9. 団体標章と証明標章の定款修正時に修正定款の提出義務</p>	<p>出願人が定款を変更した場合、修正定款の提出義務が任意規定に規定</p>	<p>団体標章と証明標章の定款を修正した場合、これを提出しなければならないように規定</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、定款又は規約を修正した場合に適用</p>

<p>務を新設</p> <p>□法第 43 条 (修正 定款等の提出)</p>			
<p>10. 職権補正範囲 の拡大</p> <p>□法第 59 条 (職権 補正等)</p>	<p>指定商品及び類区分のみ職権 補正が可能</p>	<p>①「商標登録出願書に書かれ た事項」であって出願人が明 らかに間違えて記載したも のは職権補正が可能</p> <p>②出願人が職権補正に対す る意見書を提出する場合は 出願公告決定は取消とみな す</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出 願された商標等 に対して適用</p>
<p>11. 出願及び登録 の回復期間の 拡大</p> <p>□法第 77 条 (商標 登録料の納付 又は保全によ る商標登録出 願の回復等)</p>	<p>責任を負うことができない事 由により商標に関する手続き 又は登録料納付期間及び保全 期間を守ることができなかつ た場合、これを回復できる期 間(及び追加納付期間)は 14 日、経過期日 6 ヶ月</p>	<p>回復期間(及び追加納付期 間)を 2 ヶ月に拡大し、その 経過期日を 1 年に延長</p>	<p>2016. 9. 1. 以前に 2 ヵ月又は 1 年の期 間が経過しなかつ た場合には、新法 を適用(附則第 6 条)</p>
<p>12. 商標公報に登 録公告を実施</p> <p>□法第 82 条第 3 項(商標権の設 定登録)</p>	<p>新設</p>	<p>商標が登録された場合、商標 権者の氏名等を商標公報に 掲載して登録事実を公告</p>	<p>2016. 9. 1. 施行以 降、商標権を設定 登録する場合から 適用</p>
<p>13. 商標の効力制 限事由規定の 整備</p> <p>□法第 90 条第 1 項第 1 号(商標 権の効力が及 ばない範囲)</p>	<p>自己の氏名・商号等を普通 に使用する方法により表示す る場合に限り、商標権の効力 が及ばない</p>	<p>自己の氏名・商号等を商取引 慣行に従って使用したので あれば、商標権の効力が及ば ない</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、出 願された商標等 に対して適用</p>
<p>14. 不使用取消審 判制度の整備</p> <p>□法第 119 条第 5 項(商標登録の 取消審判)</p>	<p>①利害関係者のみ請求可能 ②審決確定時、確定時点で商 標権が消滅</p>	<p>①誰でも請求可能 ②審決確定時、審判請求日に 遡及して権利が消滅</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、請 求された審判事件 に適用</p>
<p>15. 指定商品別の 権利範囲確認 審判請求制度 の導入</p> <p>□法第 121 条(権 利範囲確認審 判)</p>	<p>権利範囲確認審判で登録され た商標が多類の場合、一部指 定商品類だけを対象に請求し ても、全体類に対する請求手 数料を納付しなければならない</p>	<p>一部指定商品に対してのみ 権利範囲確認審判を請求し た場合、指定商品ごとに審判 請求料を算定することがで きる根拠規定を整備</p>	<p>2016. 9. 1. 以降、権 利範囲確認審判を 請求した場合に適 用</p>

〈特許権等の登録令改正の主な内容〉

- 顧客の不便の最小化・顧客の利便性強化に向けて提出書類を簡素化
 - ①登録原因書類に単独申請承諾の意思を記載する場合、単独申請可能
 - ②権利の一部抹消申請時に印鑑証明書等の提出を廃止
 - ③質権が設定された特許権等の移転の手続きを簡素化

□ 韓国特許庁は、今年9月13日から特許・商標等産業財産権の権利移転等、登録申請に関する書類の提出が簡便になると明らかにした。

□ 今回の「特許権等の登録令」の改正案は、登録申請人の不便の最小化及び利便性の強化等を目的に設けられた。

① まず、従来は特許権を移転する者(譲渡人)の承諾書が添付される場合、特許権移転を受ける者(譲受人)が単独で登録申請をすることができたが、これからは登録原因書類(譲渡証)に特許権を移転する者の登録を承諾するという意思表示が書かれている場合にも特許権移転を受ける者単独で登録を申請することができるようにした。

② また、これまでは特許権等の権利を抹消する場合、本人の意思確認のために印鑑証明書を提出しなければならなかったが、これからは権利の一部請求項又は一部指定商品を抹消する等の内容で権利を一部抹消する場合には、印鑑証明書を提出しなくてもできるようにした。

③ 最後に、銀行等金融機関を対象に特許権を担保に融資を受けた特許権者が一定期間貸出金を返済できない場合、銀行等金融機関が単独で当該権利を処分できるようにするため、質権が設定された特許権等の権利移転の手続きを簡素化した。

○ これまでは、特許権等の質権の実行による権利移転の際、特許権者の印鑑証明

書(受付日から6ヵ月以内に発行)等の譲渡書類を添付して申請しなければならなかったため、銀行と特許権者にとって不便だったが、今後は「融資を返済できない場合には、特許権を譲渡する」等の特約事項を設定し処分承諾書を添付すれば、権利移転時に債務不履行事実証明書を提出することで登録申請ができるようにした。

〈現行〉			〈改正〉		
区分	質権の設定	質権実行 (権利移転)	区分	質権設定	質権実行 (権利移転)
提出書類	根質権設定 契約書	債務不履行 事実証明書 処分承諾書	提出書類	根質権設定 契約書 (特約記載) 処分承諾書	債務不履行 事実証明書
	印鑑証明書	印鑑証明書		印鑑証明書	

- 特許庁のシン・ジュンホ登録課長は「今回の改正案は、国民が知的財産権を最大限活用できるように登録申請の手続きを簡素化しつつ、登録制度の安定性を確保したのが特徴である。これからも顧客に不便を与える登録制度を持続的に改善していく」と話した。

関係機関の動き

2-1 大韓特許弁護士会「特許法院段階での証拠提出制限は違憲」

電子新聞(2016.9.1.)

大韓特許弁護士会が特許法院に、新しい証拠を提出できないように制限することは違憲だと主張した。裁判請求権の本質的内容を侵害するという理由からである。特許弁護士会は、関連の論議を直ちに中止することを促した。

特許弁護士会は8月31日、声明を発表し、ホン・イラク議員室で開催される「特許制度の改善に向けた公聴会」を批判した。特許弁護士会によると、同公聴会ではすべての

無効証拠は特許審判院で提出し、法院段階では新しい証拠提出を原則として制限する案について議論する。

このような案が提起された背景には、特許無効紛争において結果を予測することが難しく多くの時間がかかるため、中小企業にとって負担になるという声があった。

実際に特許庁は「特許審判院の審決には消極的に臨み、法院段階で新たな証拠を提示して勝負を争おうとする会社が多いため、紛争が長引く」と主張してきた。特許庁の資料によると、審判院が有効と判断した特許が法院で覆された割合は 2014 年 68.1%、2015 年 43.4%である。

しかし、特許弁護士会は今回の議論がすでに憲法裁判所を通じて違憲決定が下された旧特許法第 186 条第 1 項と事実上同一だと主張した。憲法裁判所は、当該規定を「憲法上国民に保障されている『裁判官による』裁判を受ける権利の本質的内容を侵害し、違憲となる」と判示したことがある。

法院で証拠提出が制限されると、特許審判院以降の手続きが事実上無力化され「裁判官による」裁判を受ける権利の本質的内容を侵害するというのが特許弁護士会の立場だ。特許弁護士会は「新たに発見した証拠を提出するためには、再び特許審判を提起しなければならず、かえって紛争が長期化して費用負担が増加してしまう。資本力と専門人材が不足している中小企業が不利になる」と主張した。

特許弁護士会は「権利救済の迅速性のためには、特許審判を任意的手続きに変えることが望ましく、中小企業にとっては特許審判院の職権審理を強化する等、実質的措置を設ける方が有利となる。裁判請求権の本質的な内容を侵害する証拠提出の制限に関する議論は直ちに中止しなければならない」と強調した。

シン・ミョンジン記者 mjshin@etnews.com

2-2 日中韓特許審判制度カンファレンスを開催

韓国特許庁(2016.9.2.)

韓国特許審判院は 9 月 2 日(金)午後 2 時、科学技術会館にて中国專利復審委員会の

Jiang Tong 副主任、日本特許庁の丹治彰首席審判長及び日本と中国の特許審判官を招待し、「2016年度日中韓知的財産権審判制度カンファレンス」を開催すると明らかにした。

今回のカンファレンスでは、知財権紛争の多くを占める特許無効審判及び訴訟を中心に、国内知財権専門家・企業担当者及び一般の人を対象に日中韓の審判・訴訟制度について紹介する予定だ。

特に、今回は韓国との特許紛争の可能性が相対的に高い中国及び日本の特許審判院が直接韓国民を対象に説明会を開催する場であるため、各国の審判実務の最近の動向について詳しく把握することができるものと期待される。

同カンファレンスは、キム・ヨンホ特許審判院長の開会の辞から始まり、Jiang Tong 中国専利復審委員会副主任及び丹治彰日本特許庁首席審判長の「日中韓審判分野における協力の成果及び将来の発展方向の提示」という基調演説が行われる予定だ。

続いて、▲セッション1では、中国専利復審委員会の Ren Xiaolan 審判官及び日本特許庁の安川聡審判官がそれぞれ中国と日本の制度及び懸案について発表を行い、▲セッション2では、ユ・ドンヒョン審判政策課長によるテーマ発表と質疑応答が行われる。

キム・ヨンホ特許審判院長は「今回のカンファレンスは、日中韓の特許無効審判及び訴訟制度の全般的な手続きと最近の動向をまとめて確認できる良い機会となる。韓国企業の知財権紛争への対応能力を一層高められるきっかけになると思う」と話した。

2-3 特許庁、標準特許案内書を発行

韓国特許庁(2016.9.5.)

韓国特許庁は今月5日、産業界・学界・研究界が自主的に標準特許を創出し活用できるように支援するため、標準特許に関するガイドブック「標準特許案内書」を発行・配布すると明らかにした。

特許庁は2010年から国際標準に関する技術分野において研究・開発(R&D)を行う中小・中堅企業や大学、公共研究機関を対象にR&D課題の発掘・企画から課題終了後の標準化活動まで段階別に標準特許の創出戦略を支援している。

今回のガイドブックは、特許庁が標準特許の創出戦略支援の一環として製作されたものであり、標準特許は世界的に通用される標準製品を作るために必ず使用される特許であって、市場支配力の強化において非常に重要な要素であるだけに、標準特許の創出戦略支援事業に直接参加していない中小・中堅企業と大学・公共研も標準特許の確保を試みることができるように制作された。

同ガイドブックは、一般の人でも標準特許をどう獲得するかについて容易に理解できるよう、標準と標準特許に関する分かりやすく紹介しており、標準化活動資格を得る方法や標準文書様式の入手・提出方法まで標準化過程への参加を希望する読者にとって必要な一般的な事項だけでなく、先出願地位の確保に向けた緊急出願戦略や標準案の空白分野の導出戦略等、標準特許の確保のために読者が活用できる専門的な12の細部戦略が盛り込まれている。

また、産・学・研の関係者が自分の属している分野の標準特許トレンドを把握できるように、産業及び技術分野別の標準特許先行企業と重要標準特許、最新の標準特許に関する情報も今回初めて盛り込まれた。まず、標準特許の重要度の高い6つの未来成長エンジン分野である5G移動通信、実感型コンテンツ、モノのインターネット、ビックデータ、オーダーメイド型ヘルスケア、スマート自動車等の分野に関する情報を提供する。今後、上記の6つ以外の分野についても追加発行する計画である。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「今回の標準特許案内書は、これまで扱われなかった一般的な細部事項から標準特許の確保に向けた専門的かつ実質的な戦略まで豊富に扱った初のガイドブックという点で大きな意味がある。同ガイドブックを通じて標準特許に関する経験が足りない中小・中堅企業からも自主的に標準特許の確保に成功するケースが出ることを期待する」と話した。

2-4 特許ハブ国家推進委、「国際裁判部・懲罰的損害賠償制度の導入を」

電子新聞(2016.9.6.)

「国際裁判部の新設と懲罰的損害賠償制の導入が必要です」

今月5日、ヨイド国会議員会館で開かれた「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会の2016年定期総会及び未来戦略シンポジウム」において、推進委員らが口を揃えて

言った意見である。外国人も利用しやすいよう英語で裁判を行う国際裁判部を作り、特許権の価値をきちんと評価するための土台である懲罰的損害賠償制度を導入してこそ、グローバル特許訴訟の拠点を巡る競争で韓国が優位を占めることができると判断したのである。



〈9月5日、ソウル市ヨイド国会議員会館で開かれた「大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会の2016年定期総会及び未来戦略シンポジウム」において、共同代表のイ・グァンヒョン KAIST 教授と「セヌリ党」のチョン・ガプユン議員、「共に民主党」のウォン・ヘヨン議員等が記念撮影をしている〉

委員会の共同代表を務めるチョン・ガプユンセヌリ党議員は「韓国が IP 追撃者から脱し先導者になるためには、攻撃的な政策が必要だ」とし、「国際裁判部の新設と損害賠償額の現実化といった課題を迅速に推進する計画だ」と述べた。もう一人の共同代表ウォン・ヘヨン共に民主党議員は「第19代国会では活動期間が短かったが、特許法院管轄集中のような成果を出した。IPの保護に関して国民のコンセンサスが形成されているだけに、これからは特許権を強化し、国際特許訴訟を誘致する案について積極的に模索する」と強調した。

共同運営委員長のイ・サンジ KAIST 教授はテーマ発表で「国家知識財産委員会の地位向上」と「大統領知識財産秘書官の新設」等が必要だと強調した。

ク・ジャヨル国家知識財産委員長は「国際裁判所の設立と特許侵害損害賠償額の現実

化等、当面の課題を解決するために、立法部・司法部と積極的に協力し、議論の結果を国家知識財産基本計画の策定等に反映したい」と述べた。

大韓民国世界特許ハブ国家推進委員会は2014年に発足された団体であり、チョン・ガプユン議員とウォン・ヘヨン議員、イ・グァンヒョン KAIST 教授等が共同代表を務める。運営委員長はイ・サンジ KAIST 教授の他6人だ。同日、シン・ヨンヒョン国民の党議員、イ・チェイクセヌリ党議員等が運営委員長に選任された。運営委員は、キム・グァンジュン インテレクチャル・ディスカバリー代表等14人である。国会議員55人、法院・政府・民間103人等が推進委員として参加した。

同日の総会には、ク・ジャヨル国家知識財産委員長、コ・ヨンハン法院行政処長、チェ・ドンギョ特許庁長等、各界の専門家200人余りが参加した。

イ・ギジョン IPノミックスの記者 gggj@etnews.com

2-5 無効審判・訴訟における証拠提出を巡る対立激化

電子新聞(2016.9.6.)

特許無効審判・訴訟において、法院段階での新たな証拠提出の制限をめぐって行政部と司法部間の対立が表面化している。法改正を準備する特許庁が立法部の国会議員と公聴会を開けると、特許弁護士会が反対を表明した。

特許庁は現在、米国や日本のように韓国も法院段階では新たな無効証拠提出を制限すべきだと主張しているが、特許法院は司法体系等を理由に現行制度を維持しなければならないという立場だ。すでに登録された特許の有・無効を改めて判断する無効審判・訴訟が今後グローバル特許紛争に占める割合は大きくなると予想される中、このような対立が浮き彫りになった。

◇ 特許庁「法院段階における新しい証拠提出は制限すべき」

特許庁は、無効審判・訴訟において特許審判院に提出していない証拠は法院段階で提出できないようにすべきだという主張を展開している。審判院に提出していない新しい証拠を法院が受け付けて審理すると、審判院の審決に違法があるか否かを判断する「審

決取消訴訟」ではなく、事実上「新しい事件」になるためだ。

したがって、法院段階では審判院に提出された証拠だけをもって審理をしなければならないという立場だ。現行特許法によると、特許無効争訟は必ず特許審判院を経なければならないが、法院段階で新たな証拠提出を許可すれば、審決が無力化し紛争予測可能性が落ちると主張する。

特許審判院のリュ・ドンヒョン審判政策課長は、最近開かれたカンファレンスで、「一部の会社が制度の弱点を利用して審判院にわざと一部の資料を提出せず法院段階で勝負を争おうとしている」とし、改善策として「制限説」を提示した。審判院の審決に終わらず、紛争が長期化すれば、資金繰りが良くない中小企業が不利になるため、制度を整備しなければならないという内容も付け加えた。

こうしたことから、特許庁は、米国が2012年に審判院にすべての証拠を提出するよう特許法を改正したように、韓国も法律を変えようという立場だ。実際に、米国と日本、中国の特許法は証拠提出を制限している。法院訴訟段階で新たな証拠を発見した場合は、例外的に法院段階の提出を認め、又は重複審判をすればよいというのが特許庁の説明だ。

◇ 特許法院「かえって紛争の長期化が懸念」

特許法院は、現行のように法院段階でも新しい証拠提出を許容すべきだという「無制限説」との立場だ。訴訟で新しく発見した先行技術が無効証拠として提出できないように制限すると、また新たな無効審判を提起しなければならないために、紛争がかえって長期化する可能性が大きいと主張する。現在のように法院段階で新しい証拠を提出できるようにすることが紛争の早期解決につながり、特許法院管轄集中の趣旨にも合致するという立場だ。

特許法院のチャン・ヒョンジン公報判事は、5月のカンファレンスで、「米国のようにすべての証拠を審判院に提出するようにすべき」という主張について「米連邦控訴裁判所は法律審だが、韓国特許法院は事実審であるため、両国の司法体系は違う。侵害訴訟は、証拠提出の制限がないのに審決取消訴訟でのみ新しい証拠提出を制限すると、両訴訟の間に不均衡が生じる恐れがある」と懸念の声を出した。

このような中、大韓特許弁護士会も特許法院側の主張に賛同している。特許弁護士協

会は最近声明を出し「法院段階で証拠提出を制限すれば、審判院以後の手続きが事実上無力化し『裁判官による』裁判を受ける権利を侵害し違憲となる」とし、「これから特許審判を任意の手続きに変え特許審判院の職権審理を強化する等の措置が求められる」と主張した。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

2-6 特許庁、IP 融合戦略の拡大に向けたフォーラムを開催

韓国特許庁(2016.9.6.)

- 韓国特許庁は、産業通商資源部、未来創造科学部及び中小企業庁と共同で海外進出する中小・中堅企業の特許・デザイン・ブランドの融合支援戦略の拡大に向けた「グローバルヒット 365」専門家フォーラムを9月7日午後2時にソウルのインペリアル・パレスホテルにて開催する。
- 最近、市場では各知的財産(IP)の境界が重なる傾向が見られ、消費者は製品の技術(特許)やデザイン、ブランド等をそれぞれ区分するより一つの製品に調和良く溶け込んでいるものとして認識する傾向が強い。
 - このような事例として代表的なのがアップルで、技術的には広範囲な独占力を持っていなかったアップルが市場で今のような地位を得られたのは、まさに「IP融合」の力があつたためだ。
 - iPad や iPhone 等アップルの i シリーズ製品は、機能を重視したシンプルなデザインや、諸分野の垣根を超える革新技術の適用、簡単なコンテンツ統合、そしてユーザー(I)中心の一貫したブランド・マーケティングにより、他製品と差別化される強いアイデンティティ(identity)を構築し、莫大な付加価値を創出することができた。
- グローバル進出を狙う韓国の中小・中堅企業がベンチマーキングすべき対象は、まさにこのような「製品中心の IP 融合」である。
 - 現地の製品と中国産の低価格品が溢れている中、明確な市場ターゲットを設定し、

特許(技術)・デザイン・ブランドの融合により独自のアイデンティティを構築することができなければ、高付加価値の創出どころか海外進出そのものも成功し難い。

- 特許庁が産業部、未来部、中小企業庁と連携して推進する「グローバルヒット 365」プロジェクトは、中小・中堅企業の製品開発段階からこのようなアイデンティティを形成するように IP の融合を支援する事業であり、今年から 3 年間 250 億ウォンを投入して 300 余りの製品を支援する計画だ。
 - 産業部(KOTRA)「世界一流商品」企業、未来部「K-グローバル 300」企業、中小企業庁「ワールドクラス 300」企業をはじめ、グローバル進出を狙う有望な中小・中堅企業を支援対象とし、
 - 特許庁の特許・デザイン ビックデータ分析に世界一流商品、K-グローバル 300、ワールドクラス 300 のブランド・海外調査・グローバルマーケティングを連携・統合させ、各省庁の専門性を生かしつつ、海外進出の支援効果を最大化する。
- 今回の専門家フォーラムでは、韓国の専門家らの IP 融合戦略及び紛争事例の発表、中小・中堅企業の海外進出総合支援策に関するパネルディスカッションを通じて、IP 融合戦略の認識向上や民間への拡大を図る予定だ。
- 特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「今回の専門家フォーラムを通じて、グローバルヒット 365 プロジェクトの IP 融合戦略を民間に広げる一方、これからも中小・中堅企業がグローバル先導企業に成長できるよう国民中心にサービスを改善し、関係機関と積極的にコミュニケーションを取る等、政府 3.0 の精神を実践していく」と話した。

2-7 未来部、2016 年度特許無償移転を実施

未来創造科学部(2016.9.7.)

- 未来創造科学部(以下、未来部)は 9 月 6(火)、大田創造経済革新センターにて国家情報通信技術(以下、ICT)研究開発(R&D)を通じて、韓国電子通信研究院(以下、ETRI)が確保した特許及び SK グループが独自で獲得した特許を中小企業に無償移転する

「2016 年度 ICT 特許共有事業」の式典を開催する。

- 今回の特許共有のために、未来部の研究開発 (R&D) 担当機関である情報通信技術振興センター (IITP) と ETRI 及び SK グループは、今月 7 月から各機関・企業が保有している特許の中で、移転可能な特許について譲受を希望する企業を募集し、352 社、394 件*特許移転需要を発掘した。

* ETRI (公告 582 件、330 社に 362 件を移転)、SK (公告 1,467 件、22 社に 32 件を移転)

- 未来部は毎年特許共有事業を通じて、政府出捐研究所等が保有している特許を中小企業に移転することで、国家研究開発 (R&D) の活用を活性化させるとともに国内中小企業の技術競争力の強化を後押ししている。
- 特に、今年の特許共有事業に SK グループが参加し、大企業の研究開発 (R&D) の成果を中小企業が活用することができた。

* SK グループの系列会社の中、3 社参加 (SK C&C、SK ハイニックス、SK Telecom)

- IITP は、大田創造経済革新センター及び SK グループと「ICT 分野の特許共有の拡大に向けた業務協約」を締結し、特許共有事業を持続的に推進して国内中小企業の優れた製品・サービスの開発に寄与することで合意した。
- 未来部のチョン・ワンヨン情報通信産業政策官は「未来部は国家研究開発 (R&D) を通じて創出された優秀特許が中小企業に移転され、製品開発等事業化につながるように、持続的に支援していく方針だ」と強調した。
- さらに、「特許譲受企業には、特許技術の事業化の支援を通じて特許移転が国内企業の競争力確保につながり、国家研究開発 (R&D) の成果が産業競争力の強化につながるように管理したい」と述べた。

2-8 2016 年特許法院国際カンファレンスが開催

電子新聞 (2016. 9. 8.)

英語で特許紛争を扱う国際裁判部を設立しなければならないという主張が提起された。

韓国と米国・中国・ドイツ・日本等、主要国の特許法院長と判事、特許専門家らが9月7日、大田特許法院で開かれた「2016 国際特許法院カンファレンス」に出席した。韓国からはイ・デギョン特許法院長をはじめ、キム・ファンスト特許法院首席部長判事、ソウル大学のチョン・サンジョ教授、高麗大法学専門大学院のチョ・ヨンソン教授、Kim&Chang 法律事務所のパク・ソンス弁護士、法務法人太平洋のキム・カブユ弁護士等が出席した。

海外からは、欧州統合特許裁判所準備委員会のアレクサンデル・ラムゼイ委員長とドイツハイデルベルク大学のクリストフ・ケルン教授、米テキサス州東部連邦地方裁判所のローン・クラーク裁判長、英国イングランド・ウェールズ高等裁判所特許部のコリン・バス判事、ドイツ連邦最高裁判所知的財産部のヘルマン・ダイヒプス判事、中国上海知的財産権法裁判所の Fuyu Yang 判事、日本知的財産高等裁判所の高部眞規子部長判事等、各国特許法院の判事がパネリストとして参加した。

出席者らは、各国特許法院の協力を強化し特許法院が目指すべきビジョンを模索するため、膝を交えた。同カンファレンスでは、△特許法院の未来-国際裁判部と地域統合法院、△特許訴訟の挑戦と革新、△特許紛争の代替的紛争解決手段、△特許訴訟の証拠調査関連の争点等に関する発表と討論等が行われた。

また、技術発展とグローバル市場の連携、特許制度に関する国際協力の増加によって全世界で同時多発的に進められる特許訴訟に効果的に対応する必要があるということにコンセンサスが形成され、英語で裁判を行う国際裁判部の設立が必要だという意見が出された。

さらに、隣接した経済圏にある国の間に「地域統合法院」が必要であることに意見が一致し、アジア統合特許法院の発足の可能性も提起された。

キム・ファンスト特許法院首席部長判事は「特許法院事件における当事者の30%が外国人であるため、国際裁判部を新設すれば、言語の障壁がなくなると思う。今後、グローバル IP 紛争を迅速かつ便利に解決するとともに国際交流を増大させ、特許権者の保護に資するつもりだ」と説明した。

イ・デギョン特許法院長は「グローバルな知的財産紛争事件の増加は、各国の IP 裁判所にとって新たな挑戦となる。今回のカンファレンスをきっかけに、IP 紛争の適切な解決に向けた世界の IP 裁判所間での協力と連携が拡大することを期待する」と話した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 人工知能に関する商標出願が活発

韓国特許庁(2016. 9. 11)

- # モバイル環境が主流となり、パソコン時代は終わりを告げているが、コンピューターのマウスは多様な形で進化している。ユーザーの健康状態やストレスをチェックし、自家発電を通じて自ら充電する他、体に着用され、スマートフォンやタッチペンがマウスに変身する等、新しく変化している。
- 特許庁によると、今年3月、グーグルの人工知能コンピュータ「アルファ碁」とイ・セドル九段の囲碁対局が世間の関心を集めた以降、人工知能に関する商標出願が活発化している。
- 特許庁によると、人工知能関連の商標出願が2011年3件、2012年3件、2013年0件、2014年9件、2015年3件と、5年間18件が出願された。しかし、今年7月までの時点で35件が出願され、この5年間の総出願件数(18件)の2倍近く増加したことが明らかになった。
- 特に、「アルファ碁」の認知度が高くなった今年3月以降の商標出願比率が

83%(2016.7時点、35件のうち29件)に達しており、アルファ碁の人気の人工知能関連の商標出願に影響を及ぼしたものと分析される。

- 人工知能関連の商標多出願企業1位は15件を出願したLG電子であり、株式会社ワイズノットとSK株式会社が4件ずつ出願し共同2位となった。
- 2011年～2016年7月まで人工知能関連の商標出願が計53件出願されており、このうち8件が登録された。現在商標審査中の件が多く、今後人工知能に関する登録商標はさらに増える見通しだ。
- 技術発達の影響 ⇒ 人工知能の商標出願の増加が予想
 - このように大資本を必要とする人工知能事業に関する商標出願が今年急増したのは、技術の発達が影響を及ぼしたためと分析される。
 - グーグルが商用化に拍車をかける自律走行車やテスラ・モーターズ、BMW、フォード自動車会メーカーで作るハンドルのない100%人工知能走行自動車等に加え、韓国においても人工知能に対する技術開発が本格化し、商標出願につながっている。
 - 人工知能は、次世代の有望ビジネスとして放送やマスコミ等が注目しており、グーグルの「アルファ碁」の登場後、企業・個人とも人工知能に関心を持ち始め、商標出願につながっている。
- 特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「アルファ碁がブームを起こした人工知能分野に多くの企業が大資本を投資して商品化を計画するときに、商標を出願して権利を確保することが知的財産権を守る近道になる」と話した。

その他一般

5-1 香辛料の医薬用途の特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016.9.2.)

最近シェフが出演したり、芸能人が美味しい店を紹介する「グルメ番組」が人気を

集めている。このような人気の背景には、視聴者の食欲をそそぐ香辛料の役割が大きい。香辛料は英語で「スパイス(spice)」だが、「薬品」という意味のラテン語「species」から由来しており、昔は単に料理の味や香りを増進させる用途より医学的な使用の意味が大きかったことがうかがえる。

* 代表的な香辛料としてはコショウ、マスタード、シナモン、ウコン、生姜等がある。

特許庁によると、過去 10 年間、生姜科植物素材の医療用途出願は計 232 件であり、2006 年、2007 年には各 6 件で少なかったが、2008 年以降は毎年 25~35 件と大きく増加している。

生姜科植物に関する出願は大きく、実を漢方薬で使用する草果属、根の部分を香辛料や薬用で使える良薑属、ウコン属、生姜属に分けられる。出願件数では、ウコン属植物が 104 件と最も多く、次に生姜属 (93 件)、草果属 (20 件)、良薑属 (15 件) 植物の順だった。

出願人の国籍を分析してみると、韓国人が大半を占めており (87%)、他の新薬開発分野に比べて国内での研究が活発であることが分かる。また、国内出願のうち、大学・研究所による出願は 45%と、企業 (29%) や個人出願 (13%) に比べ高かった。

食欲をそそぐカレーの主材料であるウコンの場合、特有の黄色い色を作り出す主要成分である「クルクミン (Curcumin)」が糖尿や肥満等のような代謝性疾患 (18%)、肝臓疾患及び二日酔いの解消 (17%) に効果的である。特許出願された 104 件のうち、これに関する出願が多数を占めており、抗菌・抗ウイルス (13%)、炎症や腫瘍の成長を抑制させる抗炎 (12%)、抗がん (11%) 等の医療用途で出願された。

生姜は、古代ローマ人の食中毒の解毒剤として利用され、3 世紀の日本の貴族の風邪薬として使われた他、紀元前 500 年頃、孔子も食事時に一緒に食べたという。ジンジャーロール (Gingerol) と生姜オール (Shogaol) 等を含む生姜は、アルツハイマーの最大の原因であるベータアミロイドという毒性物質から神経細胞を保護する効果があることで知られており、これに関連する出願が 93 件の出願のうち 14%を占めている。また、抗炎 (14%)、代謝性疾患 (13%)、抗がん、抗菌・抗ウイルス等に関する医薬用途で出願された。

このように、同一の生姜属植物であっても、ウコンは肥満や糖尿等の代謝性疾患と二

日酔いの解消に対する出願が相対的に多く、生姜は認知症の予防及び抗炎症に対する出願がもっと多く見られた。

特許庁のイ・ユヒョン薬品化学審査課長は「ウコン、生姜等は料理の味を引き立てるだけでなく、立派な薬にもなり得る。その香りの中に隠れている様々な薬理活性を利用した新薬開発に関心を傾ける必要がある」と述べた。

5-2 第4次産業革命の中核技術に関する特許動向

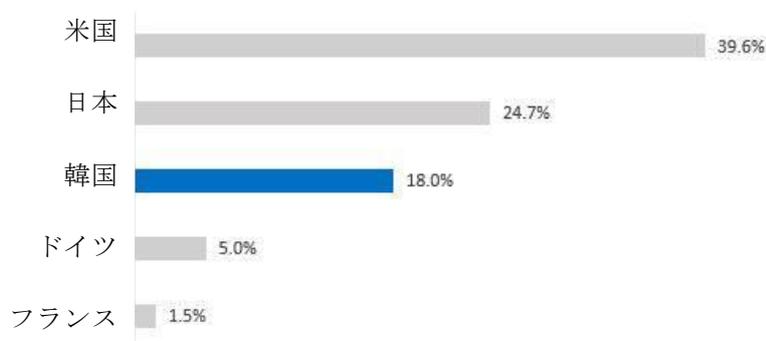
電子新聞(2016.9.5.)

人工知能(AI)やモノのインターネット(IoT)等、第4次産業革命の中核技術において、韓国企業の特許準備が足りないことが分かった。韓国知財戦略院は9月2日、ソウル市インペリアル・パレスホテルにて「第4次産業革命中核技術の特許トレンドセミナー」を開き、分析結果を発表した。

第4次産業革命に関する19大中核技術を選定し、これに関する韓・米・日・欧州の特許13万件の△技術出現時期と成熟度、△国別特許確保の現況、△グローバル企業の特許活動、△技術浮上度、△韓国競争力、△特許訴訟の動向等を分析した。特許の誕生から消滅まで、生涯周期にわたって多角的にアプローチした。

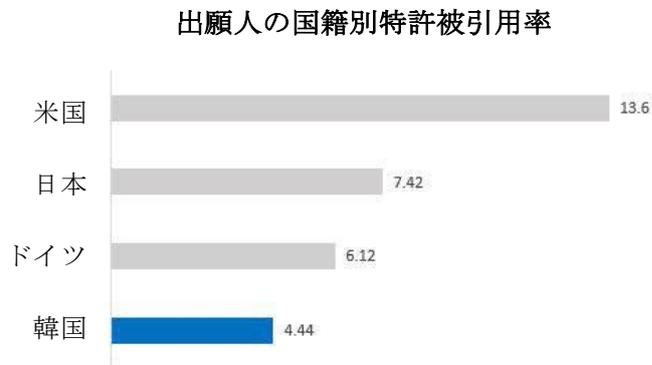
国別に分析した結果、第4次産業革命の中核技術のうち、国内出願人の特許シェアは18%であると分析された。米国(39.6%)と日本(24.7%)に次ぐ3番目となる。

出願人国籍別シェア



<出願人の国籍別第4次産業革命19大中核技術特許のシェア/資料:韓国知識財産戦略院>

特許の質を示す引用度と市場確保の面では一段階低い4位と評価された。

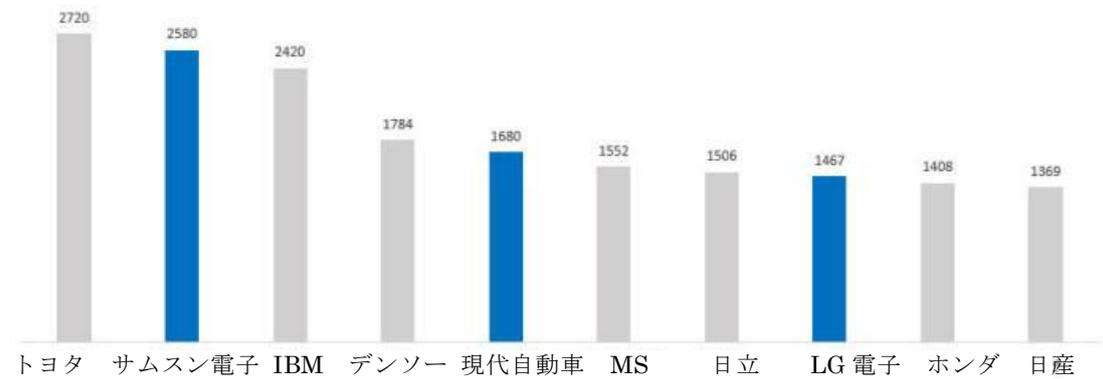


〈出願人の国籍別特許被引用率/資料:韓国知識財産戦略院〉

技術分野を見ると、サービス用のロボットと遺伝体研究特許が1990年代半ば以降、着実に増加していることが分かった。また、最近第4次産業革命の中核技術として注目されている△人工知能、△ウェアラブル、△自律走行自動車等の主要技術は2000年代初め、すでにほとんど構築されていたことが確認された。市場進出の際、特許紛争に綿密に対応しなければならない理由である。

これに関連して、セミナーで分析結果を発表した韓国知識財産戦略院のペ・ジンウグループ長は「中核技術の基盤特許のほとんどは、グローバル企業が特許ポートフォリオを構築した状態だ」とし、「競争力の確保のためには、基盤特許ではなく、応用分野の特許を早く獲得することが求められる」と強調した。

企業に注目してみると、国内企業のうち第4次産業革命に最も積極的に対応する企業はサムスン電子であることが分かった。全体のグローバル企業の中では、トヨタに次ぐ2位となる。サムスンは、特にサービス用のロボットとスマートホーム、モノのインターネット分野に集中し、計2,580余りの特許を出願した。次に現代自動車(1,680件)とLG電子(1,467件)、韓国電子通信研究院(1,424件)の順となる。



〈企業別第4次産業革命中核技術の特許出願の現況/資料:韓国知識財産戦略院〉

今回の研究は、韓国知識財産戦略院が2012年から昨年にかけて、韓国内の全産業分野の4,000余りの中核技術関連特許情報330万件を分析した「国家特許戦略の青写真特許DB」を基に行われた。第4次産業革命の先導技術とされる△無人輸送手段、△3Dプリンティング、△先端ロボット工学、△新素材、△モノのインターネット/遠隔モニタリング、△ブロックチェーン/ビットコイン、△共有経済/オンデマンド経済、△遺伝工学、△合成生物学、△バイオ・プリンティング等10大技術と「特許戦略の青写真ビッグデータ」の技術体系の中から、特許関連性の高い4大分野19の中核技術を別途選定した。詳細な研究結果は、今後政府・民間に公開される予定だ。

ヤン・ソヨン IP ノミックスの記者 syyang@etnews.com

5-3 可変バルブ技術に関する特許出願動向

韓国特許庁(2016.9.5.)

- # 自動車は、高速走行時や傾斜面の移動時に、より多くの空気を吸引して走行に必要な動力は得る。そのために、エンジンバルブの開閉時期を運転状況に合わせて最適の状態に変更する可変バルブタイミング(VVT)技術が一般化された。最近では、エンジンバルブが開いている期間を制御して、自動車燃費と排気性能を向上させる可変バルブデュレーション(VVD)技術に対する研究開発が活気づいている。
- 自動車エンジンの吸排気バルブの開閉時期を最適に調整し、燃費と出力を向上させる可変バルブデュレーション(VVD)技術の出願が活気づいている。その反面、可

変バルブタイミング (VVT) 技術は成熟段階にさしかかり、新たな出願が減少していることが分かった。

- 特許庁によると、可変バルブデュレーション (VVD) 技術に関する出願は 2008 年 4 件に過ぎなかったが、2014 年 14 件、2015 年 19 件に達する等、急激な増加傾向を見せている。
 - これは、従来の可変バルブタイミング技術 (VVT) に可変バルブデュレーション技術を結合して、強化されている排気規制や燃費向上へのニーズに応えるためとみられる。
 - 最近 (2014~2015) の主な出願人としては、現代起亜自動車 (29 件)、トヨタ自動車 (2 件)、日立 (2 件) 等がある。
- また、過去 10 年間 (2006~2015) の可変バルブタイミング (VVT) 技術に関する特許は、計 360 件余り出願された。
 - 可変バルブタイミング (VVT) の関連出願は、2008 年に 51 件とピークに達した後、過去 5 年間 (2011~2015) は年平均 29 件が出願され、減少していることが分かった。これは、可変バルブタイミング関連技術がすでに成熟していることを示している。
 - 同期間の多出願順位は、現代起亜自動車 (114 件)、シェフラー (46 件)、トヨタ自動車 (20 件)、日立 (19 件)、三菱自動車 (18 件) 等の順となる。
 - 韓国人と外国人の出願を比較してみると、韓国人が全体の 41%、外国人が 59% を出願した。
- 特許庁のソン・チャンホ エネルギー審査課長は「高効率・低燃費の自動車に対する消費者の関心がますます増加しており、自動車の有害排気ガスの排出に対する規制もさらに強まるものとみられる。これにより、可変バルブに関する様々な技術の特許出願が着実に増える見通しだ」と述べた。

5-4 コンピューターのマウスに関する特許出願動向

韓国特許庁(2016.9.12.)

- # モバイル環境が主流となり、パソコン時代は終わりを告げているが、コンピューターのマウスは多様な形で進化している。ユーザーの健康状態やストレスをチェックし、自家発電を通じて自ら充電する他、体に着用され、スマートフォンやタッチペンがマウスに変身する等、新しく変化している。
- 特許庁によると、スマートフォンが本格的に普及し始めた2010年以降、この6年間コンピューターのマウスに関する特許出願は1年に50件前後と、地道に出願されている。
 - 細部技術別に見ると、ユーザーの健康管理技術が72件、使用利便性の増大技術が55件、ウェアラブル関連技術が45件出願された。
- ユーザーの健康管理ができるマウスの出願現況
 - 出願された技術内容の詳細を見ると、健康志向に合わせたユーザーの健康管理関連出願が72件で、過去6年間全体の出願281件のうち26%を占めている。
 - マウスを長時間使用する際に生じる問題点である手根管症候群の予防に関する出願が38件と最も多く、マウスでユーザーの健康状態やストレスを点検・管理することに関する発明も11件が出願された。
 - 代表的には、指や手のひらがマウスに接触する面に心電図や脈拍、血流等の生体信号を感知できるセンサーを取り付けてリアルタイムで健康状態を点検し、コンピューターを使いすぎたり、健康状態に異常が生じる場合、アラームで通知される技術等がある。
- 使用利便性を向上させるマウスの出願現況
 - モバイル環境に合わせ、マウスの携帯や使用便宜性を改善させることに関する発明は55件で全体の19%を占める。
 - 代表的には、マウス本体を平たい板の形態にして持ち運びやすくする一方で、使

用するときは手のひらが触れる部分だけを曲げて使用しやすくする技術、マウス本体に振動音響素子を登載してクリックやスクロールを使うときに多様な触感効果や音響効果を楽しめる技術もある。マウスのホイールやボタンを使ったり、マウスを移動させるときの動き等を通じて自家発電を起こして自動的に充電する機能を持つマウスに関する発明も 10 件出願された。

□ ウェアラブルマウス出願の現況

- 伝統的なマウスの形で机の上でのみ使用するのではなく、身体に付着して自由に歩き回りながら使用できるようにするウェアラブルマウスに関する出願も 45 件出願され全体の 16%を占める。
- 代表的に、ユーザーの手首や指に着用され手の動きによってカーソルを移動させる技術、頭や足を使用する技術、さらには口の中の舌の動きを感知してマウスの機能を実現するアイデアも出願された。

□ 複合機能を備えるマウスの出願現況

- IT 融合・複合の環境に合わせ、マウスに複合的かつ多様な機能を付加させたアイデアも 42 件出願され全体の 15%を占める。
- 代表的に、マウスにスキャナの機能を付加して文書や写真をスキャンできるようにする技術、スマートフォンの文字入力をコンピューター大きな画面を通じてできるようにスマートフォンとパソコンをつなぐ手段として使用できるようにする技術、マウスに無線ワイファイ接続機能や USB 端子又は補助バッテリーを内蔵して多様な IT 機器と連携して使用できるようにする技術が出願された。

□ IT 機器が結合されたマウスの出願現況

- スマートフォンが欠かせないものとなり、スマートフォンやタッチペンのようなモバイル機器にマウスの機能を結合させることに関する技術は 34 件出願された。
- 代表的に、スマートフォンのアプリを活用してマウスの機能を実現したり、スマートフォンの本体にマウスの機能を結合させた技術がある。また、タッチペンにマウスホイールとボタンを付着させタッチペンとマウスを同時に使用できるよ

うにした技術もある。

- 出願人の類型をみると、個人出願が全体の 61%を占めており、個人発明家が積極的に技術開発を主導していることが分かった。
- 特許庁のキム・ヒテ加工システム審査課長は「コンピューターのマウスのように平凡に思われる技術分野であっても、関心と注意を傾けば変化する環境に合わせていくらでも新しいアイデアがどんどん出てくると思う。これからもこのような伝統的な技術分野で斬新で積極的なアイデアが創出されると期待される」と話した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム